

令和 7 年

第 3 回八雲町議会定例会

議 題

開会 令和 7 年 9 月 4 日

閉会 令和 7 年 9 月 日

八 雲 町

アスタリスク

個人情報の保護により議案の一部を「＊」で表示しています。

令和7年第3回八雲町議会定例会議件一覧

区 分	番 号	件 名	結 果
議 案	1	八雲町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	
議 案	2	北海道市町村総合事務組合規約の変更について	
議 案	3	北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について	
議 案	4	北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について	
議 案	5	令和6年度八雲町下水道事業会計剰余金の処分について	
議 案	6	令和6年度八雲町農業集落排水事業会計剰余金の処分について	
議 案	7	令和7年度八雲町一般会計補正予算（第3号）	
議 案	8	令和7年度八雲町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）	
報 告	1	専決処分の報告について	
報 告	2	専決処分の報告について	
報 告	3	専決処分の報告について	
報 告	4	株式会社青年舎の経営状況の報告について	
報 告	5	株式会社木蓮の経営状況の報告について	
同 意	1	八雲町教育委員会委員の任命に関し同意を求めることについて	
認 定	1	令和6年度八雲町一般会計歳入歳出決算認定について	
認 定	2	令和6年度八雲町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	

[illegible]

議案第 1 号

八雲町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

八雲町病院事業の設置等に関する条例（平成17年八雲町条例第128号）の一部を次のように改正する。

現行	改正後
（診療科目及び病床数） 第4条 八雲総合病院及び八雲町熊石国民健康保険病院（以下これらを「病院」という。）の診療科目及び病床数は、次のとおりとする。 （1） 八雲総合病院 ア 略 イ 病床数 （ア） 一般病床 <u>166</u>床 （イ）～（エ） 略 （2） 略	（診療科目及び病床数） 第4条 八雲総合病院及び八雲町熊石国民健康保険病院（以下これらを「病院」という。）の診療科目及び病床数は、次のとおりとする。 （1） 八雲総合病院 ア 略 イ 病床数 （ア） 一般病床 <u>156</u>床 （イ）～（エ） 略 （2） 略
備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。	

附 則
この条例は、令和7年9月30日から施行する。

令和7年9月4日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

議案第 2 号

北海道市町村総合事務組合規約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、北海道市町村総合事務組合規約を次のように変更する。

令和 7 年 9 月 4 日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約

北海道市町村総合事務組合規約（平成 31 年 2 月 22 日市町村第 1877 号指令）の一部を次のように変更する。

別表第 1 檜山振興局（11）の項中「(11)」を「(10)」に改め、「、江差町・上ノ国町学校給食組合」を削る。

別表第 2 の 9 の項中「、江差町・上ノ国町学校給食組合」を削る。

附 則

この規約は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定による北海道知事の許可の日から施行する。

議案第 3 号

北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、北海道市町村職員退職手当組合理約を次のとおり変更する。

令和 7 年 9 月 4 日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

北海道市町村職員退職手当組合理約の一部を変更する規約

北海道市町村職員退職手当組合理約（昭和 32 年 1 月 23 日 32 地第 175 号指令許可）の一部を次のように変更する。

別表（2）一部事務組合及び広域連合の表檜山管内の項中「、江差町・上ノ国町学校給食組合」を削る。

附 則

この規約は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

議案第 4 号

北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約を次のとおり変更する。

令和 7 年 9 月 4 日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部を変更する規約

北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約（昭和 43 年 5 月 1 日地方第 722 号指令許可）の一部を次のように変更する。

別表第 1 中「江差町・上ノ国町学校給食組合」を削る。

附 則

この規約は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

議案第 5 号

令和6年度八雲町下水道事業会計剰余金の処分について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により、令和6年度八雲町下水道事業会計で生じた剰余金を次のとおり処分することについて、議会の議決を求める。

令和6年度八雲町下水道事業剰余金処分計算書

(単位：円)

	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	2,976,836,022	63,070,535	449,025,339
議会の議決による処分数額	207,330,167		△207,330,167
資本金への組入れ	207,330,167		△207,330,167
処分後残高	3,184,166,189	63,070,535	(繰越利益剰余金) 241,695,172

令和7年9月4日提出

八雲町長 岩村克詔

議案第 6 号

令和6年度八雲町農業集落排水事業会計剰余金の処分について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により、令和6年度八雲町農業集落排水事業会計で生じた剰余金を次のとおり処分することについて、議会の議決を求める。

令和6年度八雲町農業集落排水事業剰余金処分計算書

(単位：円)

	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	481,307,782	0	30,669,921
議会の議決による処分数額	8,567,417		△8,567,417
資本金への組入れ	8,567,417		△8,567,417
処分後残高	489,875,199	0	(繰越利益剰余金) 22,102,504

令和7年9月4日提出

八雲町長 岩村克詔

議案第 7 号

令和 7 年度八雲町一般会計補正予算（第 3 号）

令和 7 年度八雲町の一般会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 24,233 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 15,872,219 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 9 月 4 日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		千円 1, 201, 079	千円 11, 477	千円 1, 212, 556
	2 国庫補助金	371, 500	11, 477	382, 977
20 繰越金		69, 107	12, 756	81, 863
	1 繰越金	69, 107	12, 756	81, 863
歳入合計		15, 847, 986	24, 233	15, 872, 219

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		千円 81, 056	千円 3, 035	千円 84, 091
	1 議会費	81, 056	3, 035	84, 091
3 民生費		2, 752, 501	14, 665	2, 767, 166
	1 社会福祉費	1, 721, 566	14, 665	1, 736, 231
7 商工費		2, 575, 738	446	2, 576, 184
	1 商工費	2, 575, 738	446	2, 576, 184
13 諸支出金		18, 507	6, 087	24, 594
	1 諸費	18, 507	6, 087	24, 594
歳出合計		15, 847, 986	24, 233	15, 872, 219

歳入歳出予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
15 国庫支出金	1,201,079	11,477	1,212,556
20 繰越金	69,107	12,756	81,863
歳入合計	15,847,986	24,233	15,872,219

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 議会費	81,056	3,035	84,091
3 民生費	2,752,501	14,665	2,767,166
7 商工費	2,575,738	446	2,576,184
13 諸支出金	18,507	6,087	24,594
歳出合計	15,847,986	24,233	15,872,219

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 道 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円 0	千円 0	千円 0	千円 3,035
11,477	0	0	3,188
0	0	0	446
0	0	0	6,087
11,477	0	0	12,756

2 歳 入

1 5 款 国庫支出金

2 項 国庫補助金

目	補正前の額	補 正 額	計
2 民生費国庫補助金	千円 129,990	千円 11,477	千円 141,467
計	371,500	11,477	382,977

2 0 款 繰越金

1 項 繰越金

1 繰越金	千円 69,107	千円 12,756	千円 81,863
計	69,107	12,756	81,863

節		説	明
区	分		
	金 額		
1 社会福祉費補助金	千円 11,477	障害者総合支援事業費補助金 アイヌ政策推進交付金	千円 423 11,054

1 前年度繰越金	千円 12,756	前年度繰越金	千円 12,756

3 歳 出

1 款 議会費

1 項 議会費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国道支出金	地 方 債	そ の 他	
1 議会費	千円 81,056	千円 3,035	千円 84,091	千円	千円	千円	千円 3,035
計	81,056	3,035	84,091	0	0	0	3,035

3 款 民生費

1 項 社会福祉費

2 障がい者福祉費	千円 747,623	千円 847	千円 748,470	千円 423	千円	千円	千円 424
5 社会福祉施設費	2,045	13,818	15,863	11,054			2,764
計	1,721,566	14,665	1,736,231	11,477	0	0	3,188

7 款 商工費

1 項 商工費

3 観光開発費	千円 70,409	千円 446	千円 70,855	千円	千円	千円	千円 446
計	2,575,738	446	2,576,184	0	0	0	446

節		説 明	
区 分	金 額		
1 報酬	千円 1,985	議長 副議長 常任委員長 議会運営委員長 議員	千円 190 155 420 140 1,080
3 職員手当等	1,050	議員期末手当	1,050

12 委託料	千円 847	障がい者福祉システム改修業務委託料	千円 847
11 役務費	387	建築確認申請等手数料	387
12 委託料	13,431	多機能型交流施設新築工事実施設計業務委託料	13,431

21 補償補填及び賠償金	千円 446	町有施設給水管漏水に伴う損害賠償金	千円 446

13 款 諸支出金

1 項 諸費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国道支出金	地 方 債	そ の 他	
2 還付金及び 返納金	千円 11,568	千円 6,087	千円 17,655	千円	千円	千円	千円 6,087
計	18,507	6,087	24,594	0	0	0	6,087

節		説 明	
区 分	金 額		
22 償還金利子及び割引料	千円		千円
	6,087	障がい者医療費国庫負担金過年度分返還金	1,792
		障がい者医療費道負担金過年度分返還金	475
		低所得者介護保険料軽減国庫負担金過年度分返還金	395
		障がい児入所給付費等国庫負担金過年度分返還金	1,644
		障がい児入所給付費等道負担金過年度分返還金	248
		新型コロナウイルスワクチン接種対策費	
		国庫負担金過年度分返還金	100
		新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費	
		国庫補助金過年度分返還金	1,074
		感染症予防事業費等国庫補助金過年度分返還金	359

議案第 8 号

令和 7 年度八雲町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 7 年度八雲町の介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の保険事業勘定総額に歳入歳出それぞれ 19,102 千円を追加、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2,062,280 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 9 月 4 日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

第1表 歳入歳出予算補正（保険事業勘定）

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
8 繰入金		387,494	19,102	406,596
	2 基金繰入金	52,079	19,102	71,181
歳入合計		2,043,178	19,102	2,062,280

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
5 諸支出金		9,276	19,102	28,378
	1 償還金及び還付加算金	408	19,102	19,510
歳出合計		2,043,178	19,102	2,062,280

歳入歳出予算事項別明細書

1 総括（保険事業勘定）

（歳入）

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
8 繰入金	387,494	19,102	406,596
歳入合計	2,043,178	19,102	2,062,280

（歳出）

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
5 諸支出金	9,276	19,102	28,378
歳出合計	2,043,178	19,102	2,062,280

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 道 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円
0	0	0	19,102
0	0	0	19,102

2 歳 入（保険事業勘定）

8 款 繰入金

2 項 基金繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 介護給付費準備基金繰入金	千円 52,079	千円 19,102	千円 71,181
計	52,079	19,102	71,181

3 歳 出

5 款 諸支出金

1 項 償還金及び還付加算金

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国道支出金	地 方 債	そ の 他	
2 償還金	千円 8	千円 19,102	千円 19,110	千円	千円	千円	千円 19,102
計	408	19,102	19,510	0	0	0	19,102

節		説	明
区 分	金 額		
1 介護給付費準備基金繰入金	千円 19,102	介護給付費準備基金繰入金	千円 19,102

節		説	明
区 分	金 額		
22 償還金利子及び割引料	千円 19,102	介護給付費国庫負担金過年度分返還金	千円 11,804
		地域支援事業国庫補助金過年度分返還金	4,148
		地域支援事業支援交付金過年度分返還金	986
		地域支援事業道補助金過年度分返還金	2,164

報告第 1 号

専決処分の報告について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 1 項の規定による議会の指定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定によりこれを報告する。

令和 7 年 9 月 4 日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

専 決 処 分 書

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 7 年 7 月 25 日

八雲町長 岩 村 克 詔

損害賠償額の決定について

町は、令和 6 年 10 月 15 日、八雲町上八雲 366 番地先路上（町道上八雲幹線）において、スクールバスが児童送迎のため走行中、飛び出してきた小動物を避けようとして道路から路肩に転落し、電柱及び電柱共架設備に損害を与えた事故について、民法（明治 29 年法律第 89 号）第 715 条第 1 項の規定により、その損害を賠償するため、次のとおり損害賠償の額を決定する。

- | | |
|------------|------------------|
| 1 損害賠償の額 | 216,300 円 |
| 2 損害賠償の相手方 | *****
* * * * |

報告第 2 号

専決処分の報告について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 1 項の規定による議会の指定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定によりこれを報告する。

令和 7 年 9 月 4 日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

専 決 処 分 書

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 7 年 8 月 18 日

八雲町長 岩 村 克 詔

損害賠償額の決定について

町は、令和 6 年 12 月 2 日、八雲町東雲町 13 番地先交差点において、スクールバスが生徒送迎のため優先道路を走行中、一時停止側道路から走行してきた相手方車両がスクールバス左側面に接触し、双方の車両に損害が発生した事故について、民法（明治 29 年法律第 89 号）第 715 条第 1 項の規定により、その損害を賠償するため、次のとおり損害賠償の額を決定する。

- | | |
|------------|------------------|
| 1 損害賠償の額 | 18,789 円 |
| 2 損害賠償の相手方 | *****
* * * * |

報告第 3 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定による議会の指定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 9 月 4 日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

専 決 処 分 書

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定による議会の指定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和 7 年 8 月 21 日

八雲町長 岩 村 克 詔

損害賠償額の決定について

町は、令和 7 年 3 月～令和 7 年 6 月までの期間に、*****において発生した、給水管の老朽化に伴う漏水により、*****のボイラー燃焼頻度が高まり灯油消費量が増加し、燃料費が高額となる損害を与えたことについて、国家賠償法（昭和 22 年法律第 125 号）第 2 条第 1 項の規定によりその損害を賠償するため、次のとおり損害賠償額を決定する。

- | | |
|------------|------------------|
| 1 損害賠償の額 | 445,621 円 |
| 2 損害賠償の相手方 | *****
* * * * |

報告第 4 号

株式会社青年舎の経営状況の報告について

株式会社青年舎の経営状況について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 3 第 2 項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和 7 年 9 月 4 日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

別紙

令和6年度決算に関する書類

自 令和6年4月 1日
至 令和7年3月31日

1 事業概要

令和6年度は、飼料等の資材価格の高騰による生産コストが高止まりする中、畜産経営への影響を緩和するため、飼料の共同購入や入札等による飼料仕入単価の低減、和牛受精卵の増産による副産物収入の確保、高能力牛群の整備による増頭、増産を推進してきました。また、酪農畜産関係機関による経営分析・診断を受け、財務状況や財務指標の標準的な水準を把握し、経営改善に向けた取組みを実施した結果、1,916千円の当期純利益となりました。

2 会計に関する事項

決算の状況

貸借対照表

令和7年3月31日 現在

(単位：円)

資産の部		負債の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】	277,768,573	【流動負債】	32,439,272
現 金 及 び 預 金	92,274,166	買 掛 金	15,870,556
売 掛 金	66,343,388	未 払 金	13,807,990
製 品	2,175,030	預 り 金	757,126
原 材 料	4,470,550	仮 受 金	33,000
仕 掛 品	72,079,640	未 払 消 費 税 等	1,764,600
貯 蔵 品	309,344	未 払 法 人 税 等	206,000
未 収 入 金	27,279,495	【固定負債】	1,699,751,805
前 払 費 用	12,815,000	長 期 未 払 金	68,601,805
立 替 金	2,970	長 期 借 入 金	1,631,150,000
未 収 還 付 法 人 税 等	18,990	負債の部合計	1,732,191,077
【固定資産】	1,213,936,856	純資産の部	
【有形固定資産】	1,209,109,298	【株主資本】	-196,479,651
建 物	231,061,943	資 本 金	25,000,000
建 物 付 属 設 備	6,252,098	利 益 剰 余 金	-221,479,651
構 築 物	106,626,239	そ の 他 利 益 剰 余 金	-221,479,651
機 械 装 置	523,525,927	繰 越 利 益 剰 余 金	-221,479,651
車 両 運 搬 具	3,552,149		
工 具 ・ 器 具 ・ 備 品	3,276,078		
土 地	77,637,451		
乳 牛	155,937,983		
育 成 仮 勘 定	101,239,430		
【投資その他の資産】	4,827,558		
出 資 金	2,855,000		
長 期 積 立 金	1,972,558		
【繰延資産】	44,005,997		
創 立 費	461,006		
土 地 改 良 費	3,505,584		
そ の 他 繰 延 資 産	39,028,160		
開 業 費	1,011,247		
資産の部合計	1,535,711,426	純資産の部合計	-196,479,651
		負債及び純資産合計	1,535,711,426

損益計算書

自 令和6年4月 1日
至 令和7年3月31日

(単位： 円)

科 目	金 額	
【売上高】		
生 乳 売 上 高	650,948,286	
生 物 販 売 高	37,535,024	
牧 草 等 販 売 高	11,309,483	
価 格 補 填 収 入	54,873,807	
作 業 受 託 収 入	3,117,000	
そ の 他 売 上 高	74,153,998	
売 上 高 合 計		831,937,598
【売上原価】		
期 首 棚 卸 高	1,730,165	
生 物 販 売 原 価	40,592,879	
当 期 製 品 製 造 原 価	705,600,830	
期 末 棚 卸 高	2,175,030	
売 上 原 価		745,748,844
売 上 総 利 益 金 額		86,188,754
【販売費及び一般管理費】		
販売費及び一般管理費合計		178,359,742
営 業 損 失 金 額		92,170,988
【営業外収益】		
受 取 利 息	119,708	
受 取 配 当 金	3,250	
受 取 家 畜 共 済 金	33,105,690	
雑 収 入	56,648,935	
営 業 外 収 益 合 計		89,877,583
【営業外費用】		
支 払 利 息	11,082,684	
生 物 死 亡 原 価	14,061,480	
雑 損 失	2,762,154	
営 業 外 費 用 合 計		27,906,318
経 常 損 失 金 額		30,199,723
【特別利益】		
固 定 資 産 売 却 収 入	32,404,994	
国 庫 補 助 金 収 入	430,000	
特 別 利 益 合 計		32,834,994
【特別損失】		
固 定 資 産 売 却 原 価	513,311	
特 別 損 失 合 計		513,311
税 引 前 当 期 純 利 益		2,121,960
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		206,000
当 期 純 利 益 金 額		1,915,960

令和7年度事業の計画に関する書類

自 令和7年4月 1日

至 令和8年3月31日

1 事業計画

令和7年度は、財務基盤の安定化を図るため、乳房炎対策の徹底による乳質の向上及び乳生産性の改善を行いながら、飼料生産における畑作経営との耕畜連携など、地域内での連携を進め、生産コストの削減と生乳生産量の増加を図っていきます。今後、農業労働力の減少が見込まれる中、従業員一人当たりの売上高を増加させ、就業条件の整備を進めるとともに、将来を担う新規就農者や雇用就業者などの人材を育成するため、酪農に必要な技術習得、経営管理、理論学習等の実践的な教育を担うことを目的として設立しており、各事業については、以下の方針に基づき推進してまいります。

(1) 各事業の推進方法

ア 家畜排せつ物の有効利用による地域循環の推進

- ・バイオマス発電による売電収入の確保に向けた安定稼働の確立及び整備利用率の向上
- ・発生する消化液を液体肥料として有効に農地へ還元
- ・固液分離させた固形物を敷料として再生・再利用する技術の確立

イ 新規就農者の確保と担い手の育成

- ・関係機関と協力し実践研修を行うとともに、技術、経営両面から座学講義を支援
- ・意欲ある就農希望者を地域内外から募集し、技術習得から独立就農までの研修を行い、きめ細かなサポートを関係機関と実施

ウ 育成預託事業

- ・町営育成牧場の活用による預託頭数の確保
- ・繁殖管理を確実にを行い、受胎成績の向上に努める。

エ 和牛受精卵移植事業

- ・和牛素牛販売により乳代以外の収入の増加を図る。
- ・乳牛の個体改良の促進により経営改善を図る。

オ 耕畜連携

- ・耕畜連携による国産飼料の生産・利用拡大を図る。

報告第 5 号

株式会社木蓮の経営状況の報告について

株式会社木蓮の経営状況について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 3 第 2 項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和 7 年 9 月 4 日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

別紙

令和6年度決算に関する書類

自 令和6年4月 1日
至 令和7年3月31日

1 事業概要

令和6年度は、本社部門として八雲町の企業版ふるさと納税に係る事務を中心とした業務を受託し、その結果11社／1,049千円の受託手数料を収入源とした他、八雲高校ビジネス科と連携した「八びず商店」でご当地みやげ「二味貝クッキー」の考案、制作依頼、町内イベントでの限定販売を行い、17千円の収入となりました。また、八雲商工会と連携した「合同企業説明会」を高校生及び一般向けに開催するなど多様な活動を行いましたが、人件費等の販売管理費が増加したことにより、11,956千円の当期純損失となりました。

丘の駅部門は、町から指定管理を受託している八雲町情報交流物産館「丘の駅」の運営を担い、店舗での物販の外、デッキ販売や各種イベントへの積極的参加により、売上が114,153千円と過去最高になり、15,640千円の当期純利益となりました。

観光・交流促進部門については、前期に整備したサウナ・ドームテントなどキャンプ関連活用の増加による団体の受け入れに繋がり、184千円の当期純利益となりました。本部門は、これまでのノウハウや継続的な事業推進を図るため、令和7年度から、独立・創業しております。

連結決算においては、「丘の駅」の営業実績が大幅に向上されたことにより、2,790千円の当期純利益となりました。

2 会計に関する事項

決算の状況

貸借対照表

令和7年3月31日 現在

(単位：円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】	39,666,089	【流動負債】	8,348,892
現 金 預 金	25,194,192	買 掛 金	3,507,598
売 掛 金	2,020,050	未 払 金	1,821,567
有 価 証 券	5,200,000	未 払 法 人 税 等	1,078,300
商 品	6,147,635	未 払 消 費 税 等	1,799,600
前 渡 金	913,000	預 り 金	141,827
未 収 入 金	191,212	負 債 の 部 合 計	8,348,892
【固定資産】	2,068,117	純 資 産 の 部	
【有形固定資産】	2,060,427	【株主資本】	33,385,314
建 物 附 属 設 備	904,122	資 本 金	30,000,000
構 築 物	833,603	利 益 剰 余 金	3,385,314
車 輜 運 搬 具	149,316	そ の 他 利 益 剰 余 金	3,385,314
器 具 備 品	173,386	繰 越 利 益 剰 余 金	3,385,314
【投資その他の資産】	7,690	(うち当期純利益金額)	2,790,270
自動車リサイクル預託金	7,690	純 資 産 の 部 合 計	33,385,314
資 産 の 部 合 計	41,734,206	負 債 及 び 純 資 産 合 計	41,734,206

損益計算書

自 令和6年4月 1日
至 令和7年3月31日

(単位：円)

科 目	金 額	
【売上高】		
本 社 売 上 高	1,066,510	
丘の駅物産館売上高	114,153,708	
ペコレラ学舎売上高	8,452,811	
雑 収 益	22,939	
売 上 高 合 計		123,695,968
【売上原価】		
期首商品棚卸高	7,353,599	
当期商品仕入高	73,379,053	
合 計	80,732,652	
期末商品棚卸高	6,147,635	
売 上 原 価		74,585,017
売 上 総 利 益 金 額		49,110,951
【販売費及び一般管理費】		
販売費及び一般管理費合計		45,407,696
営 業 利 益 金 額		3,703,255
【営業外収益】		
受 取 利 息	14,270	
雑 収 入	166,445	
営 業 外 収 益 合 計		180,715
【営業外費用】		
雑 損 失	15,400	
営 業 外 費 用 合 計		15,400
経 常 利 益 金 額		3,868,570
税引前当期純利益金額		3,868,570
法 人 税 等		1,078,300
当 期 純 利 益 金 額		2,790,270

令和7年度事業の計画に関する書類

自 令和7年4月 1日

至 令和8年3月31日

1 事業計画

株式会社木蓮は、八雲町で創業を希望する人材に対し、実践的な業務への従事と独自の教育カリキュラムを通じてクオリティーの高い人材を輩出し、「創業」・「事業承継」・「就業」へとつなげることを目的として設立しており、以下の方針に基づき二つの部門による事業展開をしてまいります。

2 各部門の事業展開

(1) 木蓮部門（本体）

- ・企業版ふるさと納税による自治体PR事務業務
- ・人材育成事業（八雲高校ビジネス科との「町おこし事業」）
- ・全部門の経営及び運営管理
- ・町・商工会と連携した就職イベントの実施

(2) 丘の駅部門（八雲町情報交流物産館）

- ・物産振興事業（アンテナショップの特性を生かした強化商品の販売）
- ・店舗全体の高利益貢献アイテムの分析及び効率改善を目指した店舗運営
- ・新たな土産品アイデア募集（一般・事業者部門）
- ・町内特産品販売業務（外販）

同意第 1 号

八雲町教育委員会委員の任命に関し同意を求めることについて

次の者を八雲町教育委員会委員に任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 4 条第 2 項の規定に基づき、議会の同意を求める。

住 所	* * * * *
氏 名	* * * *
生年月日	* * * * *

令和 7 年 9 月 4 日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

認定第 1 号

令和 6 年度八雲町一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 6 年度八雲町一般会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 4 日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

認定第 2 号

令和 6 年度八雲町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 6 年度八雲町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 4 日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

認定第 3 号

令和 6 年度八雲町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 6 年度八雲町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 4 日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

認定第 4 号

令和 6 年度八雲町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 6 年度八雲町介護保険事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 4 日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

認定第 5 号

令和 6 年度八雲町水道事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により、令和 6 年度八雲町水道事業会計決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 4 日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

認定第 6 号

令和 6 年度八雲町熊石地域簡易水道事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により、令和 6 年度八雲町熊石地域簡易水道事業会計決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 4 日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

認定第 7 号

令和 6 年度八雲町下水道事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により、令和 6 年度八雲町下水道事業会計決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 4 日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

認定第 8 号

令和 6 年度八雲町農業集落排水事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により、令和 6 年度八雲町農業集落排水事業会計決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 4 日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

認定第 9 号

令和 6 年度八雲町病院事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により、令和 6 年度八雲町病院事業会計決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 4 日提出

八雲町長 岩 村 克 詔